

2025 年 2 月 26 日

国立大学法人山口大学財務施設担当副学長

溝部 康雄 殿

山口大学教職員組合

三原 敏秀



旅費規程改正に関する申し入れ

今回、今年4月からの旅費規則等改正が図られ、教職員にはオンラインによる説明会とWEBアンケートによる意見聴取がなされています。しかしながら下記の点で疑問があるため説明もしくは協議を求めるものです。

- (1) 国家公務員旅費法改正に合わせて改定するとしても、教職員の声を十分に聴取し、熟議したうえでの合理的なものとするべきである。

今回の意見聴取は、周知・検討に要する時間を考慮するならば、通常1週間程度の猶予は設定すべきところ期間が非常に短く設定されており、とくに2回目のものでは2月18日(火)にメールで知らせながら締め切りがわずか3日後の2月21日(金)と、本気で聴取するつもりがあるのか疑わしいともいえる措置となっている。誠実に教員からの意見を求めるのであれば、このようなWEBアンケートではなく対面での説明会が開催されてしかるべきである。この点からも2025年4月施行は拙速といえよう。少なくとも10月に予定されていると聞く会計システム改定を待ってからでも遅くないはずである。

- (2) 改定原案に不利益変更が含まれていることは看過できない。すなわち国内宿泊費について、原案では現行旅費規程の12,400円を下回る地域がある。今回の国家公務員旅費法改正の主旨は、旅費高騰に伴う負担増(想定するクラスの宿泊施設を利用した場合)、定額超過額の発生という不具合の是正にあったはずであり、全国的に宿泊費が高騰している現状を踏まえて、すべての地域で少なくとも現行額を維持すべきであろう。宿泊料が最も安価であっても、用務地から遠く離れ、交通費と合算するとかえって高くなる場合や、安全性や利便性に問題あるランクの宿を選ぶことを強要することにもなりかねない。

- (3) また、宿泊基準額を超えたばあい、「最も安価な宿泊施設」を証明する資料を求めるというのが、何をもって判断するのか不明であり、申請意思を抑制しかねないことが懸念される。

- (4) さらに、宿泊費や交通費の証憑書類提出を義務化する点についても、予定されていると聞く事務集約化とも相俟って、教職員の過度な負担とはならないか危惧される。集約化されたあと、旅費の計算、確認も含めて、出張する教職員本人がどのような手続きを行うことになるのか、明確な見通しを説明すべきである。

以 上